

少年

第477号(1) 令和7年12月(師走)発行



山梨県警察本部
生活安全部 人身安全・少年課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 島口浩二

～寄り添う～

『くれてゆく 年の道さへみゆるかと おもふてばかりに てる月夜かな』
(樋口一葉)



先日、県内の小中高校における不登校児童・生徒数が公表された。昨年度30日以上欠席した公立小中高校の児童生徒は2,377人にのぼり、9年連続の増加で過去最多を更新した。また、いじめの認知件数は7,609件、命や財産に関わる重大事態は過去最多の12件に達している。こうした状況に加え、非行少年の補導状況をみると、刑法犯少年・特別法犯少年・ぐ犯少年を合わせた検挙・補導人員は11月末時点で122人と、前年同期より増加した。これらの数字が示しているのは、子どもたちが不安や孤立感を抱え、助けを求めている現実であろう。だからこそ、いま大人や社会に求められているのは、子どもたちの傍らに寄り添い続けようとする姿勢である。

とても印象深い話がある。ある中学校教師は、子どもの心に寄り添う手段の一つとして「便り」を大切にしていた。学級便りには、日々生徒に語りかけた言葉を綴っていた。言葉で聞いた内容を改めて文章として受け取ることで、生徒がいつでもじっくりとかみしめられるようにするためにいた。また、保護者にも担任の思いや日常のかかわりを伝えたいという願いが込められていた。生徒の誕生日には、その生徒の活動を紹介する便りを発行するなど、多い年には100号を超えたこともある。年度末には一年間の便りを一冊にまとめ、学級の軌跡として生徒に贈った。また、暑中見舞いと年賀状は、学年や部活動でかかわりのある生徒にも送り、つながりを育もうとしていた。

「教師だからといって、何もしていなければ生徒が頼ることはない。手を伸ばし続け、声をかけ続け、アプローチし続けて、ようやくつながれる可能性が生まれる気がするんです。」さらに、「ともに過ごす日々は過ぎ去る。この先、たとえ苦しみや悲しみに苛まれることがあっても、一通の便りが人とのつながりを感じさせ、何かの救いになってくれたら、こんなにうれしいことはないなって思うんです。」と、その教師は語った。

子どもが成長するにつれ、「話さなくなった」「距離を置くようになった」という声を耳にすることもある。自立に向かう過程として自然な変化である一方、話しても聞いてもらえないかった経験や、助けを求めても受け止めてもらえないかった経験が積み重なった結果、沈黙につながっている可能性もあるのではないかだろうか。発信しても届かない経験は、やがて「もう話すのはやめよう」という思いを育ててしまうだろう。だからこそ、子どもの心の奥にある小さな声に耳を澄ませ、日常の小さなかかわりや思いやりを積み重ねることが大切である。一人ひとりの存在を意識し、日々のかかわりを積み重ねる大人の存在は、子どもにとって大きな支えとなるだろう。

寄り添うとは、理解したつもりになることではなく、かかわり続けようとする姿勢そのものである。家庭で、学校で、地域で、それぞれの立場から子どもたちへの小さなアプローチを続けることが一本のつながりの糸となる。そして、その糸を投げ続ける大人が増えるほど、子どもたちの未来は明るいものへとつながっていくのである。

盆地

風が穏やかなある日のこと。澄みきった空気が辺りをいっそう鮮明に映し出していた。あまりの美しさに思わず車を止め、しばし景色を眺めてみた。南には雄大な富士山と御坂山地、西には南アルプス連山、北には八ヶ岳や茅ヶ岳、そして東には秩父山地。四方に広がる山々が織りなす風景はまさに圧巻で、その雄々しさに圧倒された。

気になって調べてみると、甲府盆地は東西約25キロ、南北約15キロに及ぶ逆三角形の地形であり、8つの市と3つの町にまたがっているという。盆地という広大な空間の中に、自分が立っていたことを、あらためて実感した。

これまででは、高所からでなければ見えないと思い込んでいた。しかし、視点を変えてその“中”に身を置いてみると、初めて立ち現れる姿がある。そんな気付きを心に刻んでくれる光景だった。

年末年始特別警戒取締り

令和7年12月13日(金)～令和8年1月5日(日)実施

県警察では、毎年、年末年始に防犯団体や地域の方々と協力して特別警戒取締りを実施し、凶悪事件をはじめとする犯罪被害防止対策及び少年非行の未然防止対策等に取り組んでいます。

年末年始は何かと慌ただしくなりがちで、【空き巣、忍込み等の窃盗事件】【金融機関、コンビニ等を対象とした強盗事件】【電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺（略して「トウロマ」等）】の犯罪の発生が懸念されます。家庭や職場、さらには地域ぐるみで自主防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないように心掛けましょう。

また、学校の冬休み期間中となることから、【深夜はいかい、喫煙、飲酒等の不良行為】はもちろんのこと、【子どもをねらった「声掛け」、「つきまとい」等】も心配されます。少年非行の未然防止や少年の健やかな成長の支えとなる「地域の力」を大切にしていきましょう。心配なことや気になることがある場合には、迷わず警察に連絡をしてください。

◆補導の対象となる17の不良行為

1 飲 酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為
2 喫 煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3 薬 物 亂 用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
4 粗 暴 行 為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5 刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他、人の身体に危害を及ぼすおそれのあるものを所持する行為
6 金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7 金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8 性的いたずら	性的いたずらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9 暴 走 行 為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動をともにする行為
10 家 出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11 無 断 外 泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12 深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜（山梨県では、午後11時～午前4時）にはいかいし又はたむろする行為
13 怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14 不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15 不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16 不健全 娯 楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17 そ の 他	上記の行為以外の非行その他健全な育成上支障が生じるおそれのある行為

●事件・事故などの緊急事案：「110番」

110番は緊急通報ダイヤルです。通報すると、受理担当の警察官が通報内容を聞きながら、同時に別の警察官が管轄する警察署やパトカーなどに指令を出して、現場に急行させます。

●落とし物や運転免許証の更新手続きに関する問い合わせ：「最寄りの警察署、交番、駐在所」

●困り事などの相談：「#9110」（#が利用できない場合は055-233-9110）

「家庭内のルールづくり」と「フィルタリングの利用」を

スマートフォン使用開始時期の低年齢化が進み、子どもたちの所持率も上昇しています。あわせて「個人情報の流出」「不適切な書き込み」「ネットいじめ」「SNS等で知り合った人による性被害」「依存症」「闇バイト」等、子どもが巻き込まれる様々な被害が、大きな社会問題となっています。

また、被害者となるばかりではなく、加害者となって他人を傷つけたり犯罪に加担したりしてしまうことも危惧されます。インターネットやスマートフォンはとても便利なものかもしれません、危険な面もあります。子どもたちの”いま”と”未来”的、ネットの特性や適切な使い方等についてきちんと伝えることが、犯罪から守ること・罪を犯させないことにつながります。

- 1 危険に巻き込まれない、危険を回避できるように、危険性について話をしておく。
- 2 保護者としての考え方やモラルについて伝え、使い方についてよく話し合う。また、利用するときのルール（使用時間、使用場所、情報発信について等）を決める。
- 3 フィルタリングサービスやソフトを利用し、危険なサイトへの接続の機会を防ぐ。
- 4 日頃から会話を大切にし、子どもの人間関係を把握するとともに、子どもの変化やSOSサインを見逃さないように意識する。